

ほか、航海用電子海図の更新情報を電子水路通報としてインターネット等により提供した。

また、航海中の船舶に対して緊急に周知する必要がある情報については航行警報を発出し、平成23年には約1万8千件の情報を提供するなど、海上保安庁が運用している通信施設のほか衛星通信、インターネット、ラジオ、漁業無線といった様々な媒体により幅広く情報提供を実施した。

さらに、我が国周辺海域における海流・海水等の海況を取りまとめた海洋速報等や黒潮等の海流の状況を短期的に予測した海流推測図等をインターネット

ト等により提供しており、平成23年には約796万件の情報を提供した。

③高齢者、障害者等に対応した旅客船ターミナル等の整備

高齢者、障害者等も含めたすべての利用者が旅客船、旅客船ターミナル、係留施設等を安全かつ身体的負担の少ない方法で利用・移動できるよう、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備等を推進した。

第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

①海難防止思想の普及

海難を防止するためには、船舶運航者を始めとする海事関係者やマリンレジャー愛好者、さらには国民一人一人の海難防止に関する意識を高めることが重要となる。

このため、海難防止講習会や訪船指導等あらゆる機会を通じて安全運航に関する事項及び海事関係法令の遵守等について指導した。

特に平成23年7月16日から31日までの間、「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」「小型船の安全対策」を重点事項に掲げて官民一体となって「全国海難防止強調運動」を全国一斉に実施したほか、霧などの気象条件や海難の発生傾向など地域や各種船舶の特性を考慮した地方レベルの「地方海難防止強調運動」を展開し、海事関係者に限らず広く国民全般に対して海難防止を呼びかけ、海難防止思想の普及及び高揚並びに海難防止に関す

る知識の習得及び向上を図った。

②外国船舶に対する情報提供等

外国船舶の海難を防止するため、我が国周辺の地理や気象・海象の特性等に不案内な外国船舶に対し、訪船やホームページを活用するなどして、ふくそう海域における航法や航路標識の設置状況等の航行安全上必要な情報等について周知するとともに航行安全指導を実施した。

特に、海域特性に応じた新たな航法の設定や船舶の危険防止のための航行援助の充実等を内容とする「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」の施行（平成22年7月1日）に際しては、日本語のみならず英語・中国語・韓国語・ロシア語による新たな制度を記したパンフレットの配布及びホームページへの掲載を行い、広く周知・指導を図った。

第3節 船舶の安全な運航の確保

①船舶の運航管理等の充実

(1)運輸安全マネジメント評価の推進

平成18年10月より導入した「運輸安全マネジメント制度」により、事業者が経営トップから現場まで一丸となって安全管理体制を構築し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を23年12

月末までに延べ3,225社に対して実施した。

(2)旅客船事業者等に対する指導監督の充実強化

適切な船舶の運航管理の強化や船員の労働環境の整備等を通じた航行の安全を確保するため、全国の地方運輸局等に配置された運航労務監理官は旅客船・貨物船等を対象として、海上運送法（昭24法

第2編 海上交通

187), 内航海運業法(昭27法151)等に基づく監査を行うとともに、監査手法の改善と体制の充実に努め、その強化を図った。

また、大量の輸送需要が発生する年末年始における交通機関の安全性向上を図るため、平成23年12月10日から平成24年1月10日までの間、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」として、海運事業者による自主点検や地方運輸局等による現地確認を行った。特に平成23年度は事業者による自主点検の実施率向上を図るため、業界団体を通じた周知の実施や点検事項の見直しを行った結果、自主点検の実施率向上が図られた。

(3)安全統括管理者及び運航管理者等に対する研修等の充実

安全統括管理者及び運航管理者や乗組員に対する研修については、受講者の運航管理に関する知識、意識の向上を図るため、最新の事故事例の分析結果を活用するなどにより、研修水準の向上を図った。また、万一の事故に際しての旅客船乗組員、事業者の対応能力の向上を図るため、旅客船事故対応訓練の充実を図った。

(4)事故再発防止対策の徹底

悪質な法令違反や重大事故等が発生した場合は、運航労務監理官による迅速かつ機動的な監査を実施し、原因の究明、安全管理体制の再構築や運航管理の徹底に向けた法令に基づく関係者の処分や指導、全国における同種事故の再発防止対策等を実施している。

(5)安全情報公開の推進

利用者が適切な選択を行うことを可能とするとともに、事業者に安全対策推進のインセンティブを与えるため、事業者と国とがそれぞれの役割に応じて、旅客運送事業における安全確保の仕組みや事故に関する情報の公開を推進した。

2 船員の資質の確保

深刻な海難を機に締結された「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(STCW条約)においては、船舶の航行の安全性を担保するための船員の知識・技能に関する国際

基準が定められている。同条約に対応し、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭26法149)に基づく海技士国家試験の際、一定の乗船履歴を求めつつ、最新の航海機器等に対応した知識・技能の確認を行うとともに、5年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習の受講等を要求することにより、船舶職員の知識・技能の最新化を図った。また、実践的な訓練を実施するための練習船の整備を促進し、船員教育訓練の充実に努めた。

さらに、船舶の安全な運航を確保し海難事故の未然防止等を図るため、船員法(昭22法100)に基づき、発航前検査の励行、操練の実施、航海当直体制の確保、救命設備及び消火設備の使用方法に関する教育・訓練等について指導を行うとともに、これらの的確な実施を徹底するため、運航労務監理官による監査を行った。

3 船員災害防止対策の推進

第9次船員災害防止基本計画(5か年計画)に基づき、平成23年度船員災害防止実施計画を作成し、安全衛生管理体制の整備とその活動の推進、死傷災害の防止を図るとともに、生活習慣病を中心とした疾病予防対策及び健康増進対策の推進を図るなど、船舶所有者、船員及び国の三者が一体となって船員災害防止対策を強力に推進した。また、船舶所有者等が自主的に船員災害に係るリスクアセスメントとPDCAサイクルという一連の過程を定めて継続的な改善を行うことにより安全衛生水準の継続的かつ段階的な向上を図る「船内労働安全衛生マネジメントシステム」の普及を図った。

4 水先制度による安全の確保

船舶交通の安全を確保するため、船舶が輻輳する水域等交通の難所(全国35カ所)において船舶に乗り込み当該船舶を安全かつ速やかに導く水先人について、当該水先人の業務の的確な実施を確保することとし、水先人の免許更新時の講習等を通じた知識・技能の最新化や養成教育の充実等により、安全レベルの維持・向上を図っている。

5 外国船舶の監督の推進

船員に求められる訓練、資格証明及び当直基準については、STCW 条約等の国際条約で定められているが、我が国近海において、当該条約基準を満たしていない船舶（サブスタンダード船）による海難が少なからず発生していることから、これらの海難を防止し、船舶航行の安全を図るため、関係条約に基づき外国船舶の監督（ポートステートコントロール（PSC））を推進した。さらに、アジア太平洋地域における PSC の協力体制に関する覚書（東京 MOU）の枠組みに基づき、アジア太平洋域内の加盟国と協力して効果的な PSC を実施し、サブスタンダード船の排除を図った。

6 最新の航海機器の導入等

事業者、ユーザーに対し「AIS」や「国際 VHF※

等」の活用を促すためのパンフレットを作成し、年末年始の総点検等の機会を通じて周知を図った。

7 海難審判による懲戒処分等の状況

平成23年中に行われた海難審判の裁決は計347件であり、海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失により海難が発生したとして、業務停止272人、戒告197人の計469人を懲戒処分とした。

懲戒を受けた者を免許種類別にみると、一級小型船舶操縦士免許受有者が251人と最も多く、次いで二級小型船舶操縦士免許受有者が77人、五級海技士（航海）免許受有者が43人、四級海技士（航海）免許受有者が35人、三級海技士（航海）免許受有者が25人である（第2-1表）。

第2-1表 免許種類別処分の状況

（単位：人）（平成23年）

免許種類		処 分	免許取消	業務停止	戒告	懲戒処分計	不懲戒	懲戒免除	合 計
海技士（航海）	一級			2	1	3			3
	二級			3	3	6			6
	三級			12	13	25	5		30
	四級			21	14	35	4		39
	五級			24	19	43			43
	六級			5	1	6	1		7
海技士（機関）	一級								
	二級								
	三級			1	1	2	1		3
	四級				3	3	1		4
	五級			1	2	3			3
	六級			1	1	2			2
小型船舶操縦士	一級			162	89	251	2		253
	二級			32	45	77	2		79
	特殊			7	1	8	1		9
水先人	一級			1	4	5	1		6
	二級								
	三級								
計				272	197	469	18		487

注 1 国土交通省海難審判所資料による。

2 「懲戒免除」とは、懲戒すべきところを本人の経歴等考慮して免除したものである。

※ 国際 VHF

全世界的に利用されている船舶共通通信システム。